



山形県公報

平成23年11月8日(火)
第2292号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……1117
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……1118
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(生産技術課) ……同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……1119
- 土地改良区の管理規程廃止の認可……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1120
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(同) ……同
- 用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取……………(建築住宅課) ……1121
- 同……………(同) ……同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……1122
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) ……同

## 告 示

### 山形県告示第937号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類            | 指定年月日       |
|--------------------|---------------------------------|--------------------|-------------|
| 岡崎医療株式会社           | 岡崎医療株式会社 鶴岡営業所<br>鶴岡市安丹字村上4番10号 | 福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売 | 平成23. 9. 28 |
| 医療法人丸岡医院           | デイサービスセンターすずかぜ<br>酒田市東両羽町6番2号   | 通所介護               | 同 10. 14    |
| 株式会社とよみ            | オープンハウス奏<br>鶴岡市藤沢字石渡15番13       | 通所介護               | 同 10. 19    |

山形県告示第938号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年11月8日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類                    | 指定年月日       |
|----------------------|---------------------------------|----------------------------|-------------|
| 岡崎医療株式会社             | 岡崎医療株式会社 鶴岡営業所<br>鶴岡市安丹字村上4番10号 | 介護予防福祉用具貸与<br>特定介護予防福祉用具販売 | 平成23. 9. 28 |
| 医療法人丸岡医院             | デイサービスセンターすずかぜ<br>酒田市東両羽町6番2号   | 介護予防通所介護                   | 同 10. 14    |
| 株式会社とよみ              | オープンハウス奏<br>鶴岡市藤沢字石渡15番13       | 介護予防通所介護                   | 同 10. 19    |

山形県告示第939号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成23年11月8日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所
  - イ 名称 西置賜漁業協同組合
  - ロ 住所 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙555番地の1
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第3号
- (3) 変更の内容  
第10条第1項の表中「やす」を「やす（こい及びさくらます（やまめ）を除く。）」に改める。
- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成24年4月1日

- 2 (1) 漁業権者の名称及び住所
  - イ 名称 赤川漁業協同組合
  - ロ 住所 鶴岡市本町三丁目3番20号
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第17号、内共第18号及び内共第19号
- (3) 変更の内容

第8条の表かじかの項中 「鶴岡市大宝寺地内 三川橋から上流羽黒橋までの赤川」 を 「鶴岡市内羽黒橋から上流馬渡床止工までの赤川」 に改め、第11条第1項の表中

|        |         |   |        |         |       |
|--------|---------|---|--------|---------|-------|
| 1,500円 | 5,000円  | を | 3,000円 | 10,000円 | に改める。 |
| 3,000円 | 10,000円 |   | 6,000円 | 20,000円 |       |

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成24年4月1日

**山形県告示第940号**

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成23年10月27日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所、酒田市役所、三川町役場、庄内町役場
- 縦覧に供する期間  
平成23年11月11日から同年12月12日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第941号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の廃止を次のとおり認可した。

平成23年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
最上川土地改良区
- 事務所の所在地  
東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地
- 廃止に係る管理規程の名称  
最上川頭首工管理規程
- 廃止に係る管理規程の概要  
最上川左岸頭首工の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるもの
- 認可年月日  
平成23年10月25日
- その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第942号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年11月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成23年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 新庄戸沢線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 新庄市大字升形字下夕野262番5から<br>同 字上ミ野428番まで | 旧    | 32.6 <small>メートル</small><br>}<br>22.9 | <small>メートル</small><br>920 |
| 同 上                                | 新    | 31.3 <small>メートル</small><br>}<br>21.6 | 同 上                        |

**山形県告示第943号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年11月8日から同月21日まで縦覧に供する。  
平成23年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 新庄戸沢線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字升形字下夕野262番5から  
同 字上ミ野428番まで
- 3 供用開始の期日 平成23年11月8日

**山形県告示第944号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年11月8日から同月21日まで縦覧に供する。  
平成23年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字烏帽子ハゲ3586番から  
同 字滝ノ沢3597番3まで
- 3 供用開始の期日 平成23年11月8日

**山形県告示第945号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市浜中
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年11月1日から平成24年1月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

**山形県告示第946号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
酒田市、新庄市、最上郡戸沢村、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施する期間  
平成23年11月1日から平成24年2月29日まで
- 3 作業の種類

基本測量（地震後の地殻変動検出のための水準測量）

#### 山形県告示第947号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第1項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成23年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成23年11月16日（水） 午後1時から
- 2 場 所 鶴岡市茅原町20番5号  
茅原町公民館
- 3 申請者 山形市松波二丁目8番1号  
山形県病院事業管理者 森谷裕一
- 4 建築物の計画 鶴岡都市計画区域内の第一種低層住居専用地域である鶴岡市茅原草見鶴地内での病院の新築（鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積16,004.79平方メートル）

#### 山形県告示第948号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第1項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成23年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成23年11月16日（水） 午後3時から
- 2 場 所 鶴岡市茅原町20番5号  
茅原町公民館
- 3 申請者 鶴岡市茅原町26番23号  
医療法人社団みつわ会 理事長 尾形直人
- 4 建築物の計画 鶴岡都市計画区域内の第一種低層住居専用地域である鶴岡市茅原草見鶴地内での病院の新築（鉄骨造2階建て、延べ面積1,653.45平方メートル）

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月8日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第12号

##### 山形県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

山形県文化財保護条例施行規則（昭和30年11月県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第33条第2号中「有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務」を「基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）若しくは一般放送（同条第3号に規定する一般放送をいう。）」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成24年3月8日まで縦覧に供する。

平成23年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ花沢町店  
米沢市花沢町2710番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考            |
|---------------|---------|---------|----------------|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午前10時   | 午後10時   | 年間90日は開店時刻午前9時 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------------|---------|---------|-----|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午前9時    | 翌日の午前0時 |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間90日は午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

4 変更年月日

平成23年10月21日

5 届出年月日

平成23年10月20日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年3月8日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年11月8日

山形県立新庄病院長 鈴 木 知 信

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- 山形県立新庄病院医療情報システムネットワーク 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院医事経営課情報企画係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
  - 3 落札者を決定した日 平成23年10月18日
  - 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
  - 5 落札金額 72,660,000円
  - 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年9月9日

平成23年11月8日印刷  
平成23年11月8日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056